

※ 令和2年度岩手県制度融資

岩手県新型コロナウイルス感染症対策資金 令和2年4月1日現在

新型コロナウイルス感染症の影響により経営環境が悪化している方に対して設備資金・運転資金を融資し、経営の安定を支援する制度です。

融資対象者

岩手県内に事業所を有する中小企業者で、新型コロナウイルス感染症の影響により、**原則として最近1か月間の売上高又は販売数量（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して15%以上減少**しており、かつ、その後2か月間を含む**3か月間の売上高等が前年同期に比して15%以上減少**することが見込まれる方

（貸付金の申込みにあたっては、売上高等が減少していることについて、**市町村が発行する認定書の添付**が必要となります。）

融資条件

資金用途	設備資金・運転資金
融資限度額	8千万円以内
融資期間	10年以内（据置期間2年以内）
融資利率	固定金利 年1.4%以内 変動金利 年1.2%以内（融資時点の利率） ・融資実行後、融資を行った金融機関の短期プライムレートが変動した場合は、その変動幅分が変動
保証料率	年0.4% ※ 原則として岩手県信用保証協会の信用保証を付します。
担保	金融機関の所定の条件
保証人	原則として法人における代表者を除き不要

取扱期間

原則として、令和2年4月1日から令和3年1月31日まで

申込手続

お近くの取扱金融機関にお申込みください。

《取扱金融機関》普通銀行、信用金庫、㈱商工組合中央金庫、ウリ信用組合、岩手県医師信用組合、岩手県信用農業協同組合連合会、新岩手農業協同組合、花巻農業協同組合、大船渡市農業協同組合の県内各本支店

商工会・商工会議所においても、融資に関する相談を受け付けております。